

●香川県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年4月27日

香川県監査委員 仲 山 省 三  
同 鍋 嶋 明 人  
同 綾 田 福 雄  
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
三木高等学校	平成24年1月17日
高松桜井高等学校	〃
善通寺第一高等学校	〃
香川西部養護学校	〃
坂出高等学校	平成24年1月18日
飯山高等学校	〃
高松南高等学校	平成24年1月19日
農業経営高等学校	〃
多度津高等学校	〃
観音寺第一高等学校	〃
志度高等学校	平成24年1月20日
高松北高等学校	〃
高松北中学校	〃
高松高等学校	平成24年1月24日
高松商業高等学校	〃
高松養護学校	〃
屋島少年自然の家	〃
五色台少年自然センター	〃
西部教育事務所	平成24年1月26日
三本松高等学校	〃
三豊工業高等学校	〃
香川東部養護学校	〃
盲学校	平成24年1月27日
埋蔵文化財センター	〃
特別支援教育課	平成24年2月3日
生涯学習・文化財課	〃
人権・同和教育課	〃
高校教育課	平成24年2月7日

保健体育課	”
総務課	平成24年2月8日
義務教育課	”
健康福利課	”
教育センター	平成24年3月23日
東部教育事務所（小豆分室）	”
小豆島高等学校	”
土庄高等学校	”
津田高等学校	”
石田高等学校	”
高松工芸高等学校	”
高松東高等学校	”
高松西高等学校	”
香川中央高等学校	”
坂出商業高等学校	”
坂出工業高等学校	”
丸亀高等学校	”
丸亀城西高等学校	”
琴平高等学校	”
高瀬高等学校	”
笠田高等学校	”
観音寺中央高等学校	”
豊学校	”
香川中部養護学校	”
善通寺養護学校	”
香川丸亀養護学校	”
図書館	”

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行については、特に財務規定を遵守し、厳正かつ適正に行うよう要望した。

##### (1) 指摘事項

該当事項なし

##### (2) 指導注意事項

###### ア 証紙収入について

証紙収納簿について、所属長検印のないものがあつた。（多度津高等学校）

###### イ 給与等の支給について

(ア) 超過勤務手当の支給について、その支給が約6か月遅れているものがあつた。（東部教育事務所）

(イ) 通勤実績による通勤手当の支給について、支給漏れがあるので、追給する必要がある。

(西部教育事務所)

(ウ) 非常勤講師に係る報酬について、通勤距離による報酬加算額を1日分多く支給していたので、返納させる必要がある。(高松商業高等学校)

(エ) 部活動指導業務手当について、特別休暇を取得している職員が行った部活動指導業務に対し支給していたので、返納させる必要がある。(香川中央高等学校)

(オ) 対外運動競技の引率指導のため週休日に県内出張命令を受けている職員に対し、部活動指導業務手当を支給していたので、返納させる必要がある。(坂出商業高等学校)

(カ) 高速道路利用者の通勤手当について、介護休暇(1日)取得日に高速道路料金が支給されていた。(保健体育課)

ウ 委託契約について

(ア) 警備業務委託の変更契約締結に係る伺について、所属長の決裁印に漏れがあるとともに、会計管理者に送付していなかった。(坂出工業高等学校)

(イ) 委託業務について、仕様書で事故の際は事故処理の経過・報告等についても書面で報告することを求めているにもかかわらず、書面での報告を受けていないなど、多数、仕様書の内容が守られていなかった。また、仕様書の内容に不十分な部分があるため、見直す必要がある。(香川中部養護学校)

(ウ) 委託契約について、契約書に受託者の押印のないものが1件あった。また、委託契約書が受託先から返送されていないものもあった。(生涯学習・文化財課)

エ 支出事務について

燃料購入の単価契約において、消費税の金額を契約上明記していなかったことから、消費税込みの単価に、さらに消費税を加算して支払をしていた。(丸亀城西高等学校)

(3) 検討指示事項

業務体制の整備及び経費削減のため、リース車両の導入について検討する必要がある。(西部教育事務所)